



2025～26 年度国際ロータリー・テーマ
RI会長：フランチェスコ・アレツツォ

鹿屋西ロータリークラブ週報
WEEKLY REPORT
NEWS
https://kanoya24-
ROTARY 第2166回



2026年5月17日（日）地区研修・協議会（地区ラーニングアセンブリー）於：鹿児島サンロイヤルホテル

2026年4月13日

◆ゲスト紹介

かのや乳児院 施設長 軀川 恒 様 (かのや東 RC)

◆会務報告

- 令和8年度鹿屋市国際交流協会総会の開催について（ご案内）
日時：令和8年5月8日(土)18:30～
場所：ホテルこばやし
- ハイライトよねやま vol.313
- 第19回地区インターアクト研修会及び連絡協議会のご案内
日時：2026年6月6日(土)13:30～
場所：メインホテル
- 鹿屋市国際交流協会臨時役員会の開催（書面決議）について



会長の時間



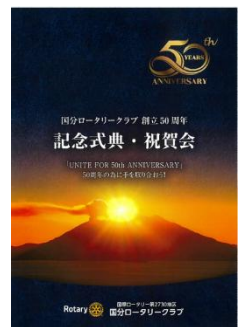
会長 久木田 弘さん
皆さま、こんにちは。
本日は、先週土曜日に開催されました国分ロータリークラブ創立50周年記念式典および祝賀会への参加報告をさせていただきます。当クラブからは、風呂井さん、早川さん、西ノ原幹事、そして私の計4名で参加いたしました。西ノ原幹事の運転のもと、移動の車中でも様々な話に花を咲かせながら、和やかな雰囲気の中で現地へ向かいました。会場となった霧島市のホテル京セラに近づくと、建物の壁面いっぱいに大きく掲げられた「祝50RC」の文字が目飛び込み、その迫力に思わず驚かされ



ました。後に館内に入り、その演出の工夫にも感心させられました。式典は別館にて行われ、参加者は約116名。東部グループからは、当クラブ4名と志布志みなとロータリークラブから1名の参加でした。

式典は三部構成で進行され、まず記念事業の発表、続いて50年の歩みを振り返る映像上映が行われました。その後、本式典に移り、会長の点鐘をもって開会。実行委員長の挨拶、来賓および招待者の紹介に続き、森山会長による式辞が厳かに述べられました。会場は、低いステージの右側に来賓4名、左側に会長および実行委員長が着席される配置で、整然とした雰囲気の中、祝辞が進められました。霧島市長をはじめ、衆議院議員森山裕氏の代理、西本ガバナー代理、さらに友好クラブの皆様からの温かい祝辞が続きました。その後、4名の会員表彰が行われ、副実行委員長の閉会挨拶、そして点鐘をもって、約1時間にわたる式典は滞りなく終了いたしました。

続いて30分後、本館地下2階の会場にて祝賀会が開催されました。18時30分の開宴とともに、その内容の充実ぶりには大変驚かされました。オープニングでは、鹿児島実業高等学校吹奏楽部約40名による迫力ある演奏が披露され、その演奏に合わせて国分ロータリークラブ合唱団約15名による美しいコーラスが会場を包み込みました。その後、前年度中部



次回プログラム	
5月11日(月)	
卓話者：早川 雅子 さん	
担当委員会：青少年奉仕	
3分間スピーチ：鶴丸 秀治 さん	
出席報告	会員数 (37)39名
	出席数 32名
	出席率 86.49%

メイクアップ情報			
鹿屋	04月22日	(水)	ホテルこばやし
かのや東	04月23日	(木)	かのやグランドホテル
串良	04月20日	(月)	セントラント道の駅
志布志	04月21日	(火)	大黒リゾートホテル
きもつき	04月22日	(水)	高山温泉ドーム
南九州大崎	04月23日	(木)	セントラント道の駅
志布志みなと	04月22日	(水)	大黒リゾートホテル 休会

鹿屋西ロータリークラブ
 会長：久木田 弘
 副会長：山崎 隆夫
 幹事：西ノ原 庄一
 例会日 月曜日 12:30～13:30
 例会場 ホテルさつき苑 TEL:40-1212
 事務局 〒893-0064 鹿屋市西原1丁目9-10
 ホテルさつき苑内 TEL:44-5811 FAX:41-1959
 E-mail kanoya24@po5.synapse.ne.jp



グループガバナー補佐の開宴挨拶、そして笹山パストガバナーの乾杯により祝宴が華やかにスタートいたしました。お料理も大変美味しく、また趣向を凝らした催しが随所に盛り込まれており、会場全体が一体となる、実に素晴らしい祝賀会でした。

終盤には、ロータリー恒例の「手に手つないで」が行われ、参加者全員の心がひとつになる感動的なひとときとなりました。そして締めくくりには、屋外にて約3分間の花火が打ち上げられ、盛大な余韻を残しながら閉会となりました。

以上、簡単ではございますがご報告とさせていただきます。この後、当日の写真と映像をご覧ください。この後、当日の写真と映像をご覧ください。この後、当日の写真と映像をご覧ください。



3分間スピーチ

窪田 昌義さん

今日は、東京タワーの「鉄骨」についてお話しします。

東京タワーは、1958年に完成した高さ333メートルの電波塔で、日本の高度経済成長を象徴する建造物の一つです。その美しい赤と白の姿は多くの人に親しまれていますが、その内部を支えている「鉄骨」には、あまり知られていない興味深い特徴があります。



まず注目したいのは、その材料です。東京タワーの鉄骨の一部には、戦後に解体されたアメリカ軍の戦車90両が落札され、良質の鋼材として再利用されています。戦争で使われていた鉄が、平和の象徴ともいえる建造物に生まれ変わったという点は、とても象徴的です。

また、東京タワーは風や地震に耐えるため、非常に計算された構造になっています。

鉄骨は三角形を基本としたトラス構造で組み立てられており、強度を保ちながらも軽量化が図られています。この設計により、台風の強風や地震の揺れにも柔軟

に対応できるのです。

さらに、建設当時の技術者たちは、限られた資材と技術の中で、安全性と美しさを両立させる工夫を重ねました。その結果、60年以上経った今でも現役で活躍し続けています。

普段は外から眺めるだけの東京タワーですが、その内側には時代を超えて受け継がれてきた技術と工夫が詰まっています。こうした見えない部分に目を向けることで、身近な建造物の新たな魅力に気づくことができるのではないのでしょうか。

ご清聴ありがとうございました。



ゲスト卓話

かのや乳児院 施設長

軀川 恒様(かのや東RC)



2026/4/13

Rotary

【鹿屋西ロータリークラブ例会卓話】

社会的養護と乳児院の現状

かのや乳児院
施設長 軀川 恒
くがわ ひさし

1. 社会的養護 (社会的養育)

©kanoya-baby 2026

【こども家庭庁の定義】

- 社会的養育とは、保護者のない児童や、保護者に監護させることが適当でない児童を、**公的責任で社会的に養育し、保護するとともに、養育に大きな困難を抱える家庭への支援を行うこと**

「社会全体でこどもを育む」
「こどもの最善の利益」
「そのこにとって最もよいこと」

こどもまんなか
こども家庭庁

2

1. 社会的養護 (社会的養育)

©kanoya-baby 2026

【家庭養育優先の原則】

*2016年の児童福祉法改正⇒「家庭における養育が困難または適当でない場合には、家庭における養育環境と同様の養育環境である養子縁組や里親等への委託を進める

家庭と同様の環境における養育の推進

施設	施設(小規模型)	家庭
児童養護施設 大舎(20人以上) 中舎(13~19人) 小舎(12人以下) 1歳~18歳未満 (必要な場合 0歳~20歳未満)	地域小規模児童養護施設(グループホーム) 本施設の児童の下で地域の民間住宅などを利用して家庭的養育を行う 1グループ4~6人	養子縁組(特別養子縁組を含む。) 小規模住居型児童養育事業 小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム) 事業者が住居で養育を行う家庭養育 定員5~6人
乳児院 乳児(0歳) 必要な場合幼児(小学校就学前)	小規模グループケア(分園型) 地域において、小規模なグループで家庭的養育を行う 1グループ4~6人	里親 家庭における養育を里親に委託する家庭養育 児童4人まで

3

2. 社会的養護～全国の状況

©kanoya-baby 2026

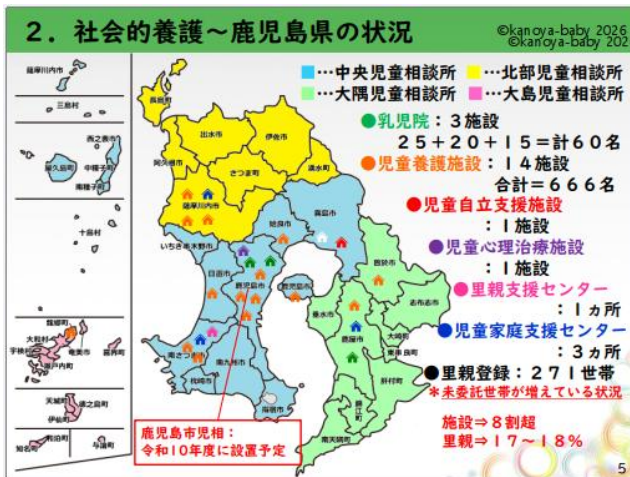
○里親数、施設数、児童数等の状況

里親・ファミリーホームへ委託されていること及び乳児院・児童養護施設・児童心理治療施設・児童自立支援施設・母子生活支援施設・児童自立生活援助事業所に入所していることは、約4万2千人。

里親	登録里親数	委託里親数	委託児童数	ファミリーホーム	ファミリーホーム保育者の在籍において家庭養護を行う(児童5～6名)
家庭における養育を委託する里親	17,381世帯	5,193世帯	6,465人	5,027カ所	467名
児童	14,324名	5,193名	5,027名		
児童	71世帯	170世帯	268人		
児童	7,384世帯	329世帯	353人		
児童	832世帯	599世帯	818人		

施設	乳児院	児童養護施設	児童心理治療施設	児童自立支援施設	母子生活支援施設	児童自立生活援助事業所			
						I型	II型	III型	
対象児童	乳児(特に必要な場合は、幼児を含む)	保護者のない児童、虐待された児童、その他児童	発達障害のある児童、その他児童	虐待を受けた児童、その他児童	虐待を受けた児童、その他児童	虐待を受けた児童、その他児童	虐待を受けた児童、その他児童	虐待を受けた児童、その他児童	虐待を受けた児童、その他児童
施設数	147カ所	607カ所	53カ所	58カ所	205カ所	369カ所	58カ所	204カ所	
定員	3,753人	28,966人	2,007人	3,333人	4,241世帯	2,345人	132人	766人	
職員数	2,316人	22,162人	1,287人	1,130人	3,212世帯	1,465人	93人	224人	
職員費	5,536人	21,282人	1,593人	1,821人	2,044人	1,456人	83人	371人	

小規模グループケア 2,527カ所
地域小規模児童養護施設 829カ所



3. 社会的養護(里親制度)

©kanoya-baby 2026

*ほんの数年前まではネット検索しても、犬猫ちゃんの・・・

養子縁組と里親制度の違い

養育里親	養子縁組里親	特別養子縁組
法的な親子関係	養育里親は、養子縁組と異なり、法的な親子関係は成立しない。	特別養子縁組は、養子縁組と同様に、法的な親子関係が成立する。
子どもの戸籍	養育里親は、子どもの戸籍を継承しない。	特別養子縁組は、子どもの戸籍を継承する。
養育費	養育里親は、養育費を支払う必要がある。	特別養子縁組は、養育費を支払う必要はない。
里親の手続き	養育里親は、里親登録の手続きを行う必要がある。	特別養子縁組は、特別養子縁組の手続きを行う必要がある。
里親の報酬	養育里親は、報酬を受け取ることができない。	特別養子縁組は、報酬を受け取ることができない。
里親の役割	養育里親は、子どもの生活を支える役割がある。	特別養子縁組は、子どもの生活を支える役割がある。

養育里親 養子縁組里親 特別養子縁組
専門里親 ファミリーホーム 親族里親

4. 乳児院の現状

【児童福祉法】第二次世界大戦後の混乱期に児童の健全な育成、児童の福祉の保障とその積極的増進を基本精神とする総合的法律。児童の劣悪な状況(戦災孤児、栄養・衛生問題、病死など)の改善を目指して、施行された。

第三十七条：乳児院は、乳児(保健上、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には幼児を含む)を入院させてこれを養育し、あわせて退院した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設とする。

[原則的に新生児～2歳。状況に応じて小学校就学前まで延長可能]
*原則外⇒発育や発達遅れ、障がい及び基礎疾患がある、医療的ケアが必要な、下のきょうだいの入所、対象となる施設の空き待ちなど

◎家庭の様々な理由により、家族が育てられない乳幼児を県の児童相談所経由でお預かりし、看護師・保育士・栄養士・心理職・ソーシャルワーカー等の専門職が24時間365日の完全体制で家族に代わって養育し、児相・市町村・医療機関・関係機関等との密な連携で、家族再統合・親子関係再構築、里親委託など最終的に家庭養育につながる施設。

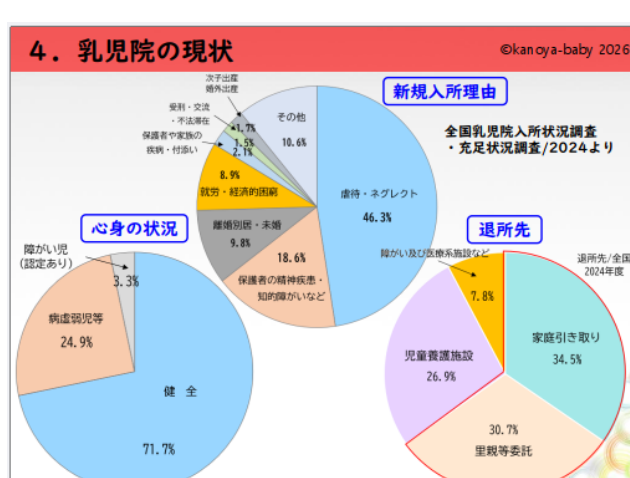
4. 乳児院の現状

©kanoya-baby 2026

○児童福祉法_第37条：
乳児院は、乳児(保健上、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には幼児を含む)を入院させてこれを養育し、あわせて退院した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設とする

○乳児院
家庭の様々な理由により家族が育てられない新生児から2歳までの乳幼児を児童相談所経由でお預かりし、看護師・保育士・栄養士・心理職・ソーシャルワーカー等の専門職が24時間365日の完全体制で養育する児童福祉施設 原則的に2歳までが対象。
発育・発達遅れ、障がい及び医療的ケアニーズがある、一緒に年少のきょうだいの入所中など状況によっては小学校就学前まで延長も可能

全国⇒149カ所(2000年には114カ所まで減少) 約2,600名
九州⇒18カ所
鹿児島県⇒3カ所(25名・20名・15名=定員:60名)



4. 乳児院の現状

©kanoya-baby 2026

直近15年の変動

年度	2010年	2012年	2014年	2016年
1.施設数	128カ所	131カ所	134カ所	140カ所
2.在所見数	3,155名	2,972名	3,180名	3,048名
3.新規入所見数	--名	2,159名	2,158名	1,962名
4.一時保護件数	--件	--件	2,485件	2,644件
5.里親等委託	9.2%	14.5%	16.3%	19.3%

年度	2018年	2020年	2022年	2024年
1.施設数	141カ所	144カ所	146カ所	147カ所
2.在所見数	2,975名	2,907名	2,597名	2,474名
3.新規入所見数	1,808名	1,503名	1,443名	1,437名
4.一時保護件数	3,215件	2,882件	3,204件	3,540件
5.里親等委託	19.5%	24.5%	25.0%	30.7%

*新規入所児童数<一時保護件数の増加(2.4倍!)

5. 児童虐待問題

児童相談所における児童虐待相談対応件数とその推移

○全国236か所の児童相談所における令和6年度の児童虐待相談対応件数は223,691件。

※ 令和6年度は189(1)の減少(対前年度比+15.0%(10,669件の増加))

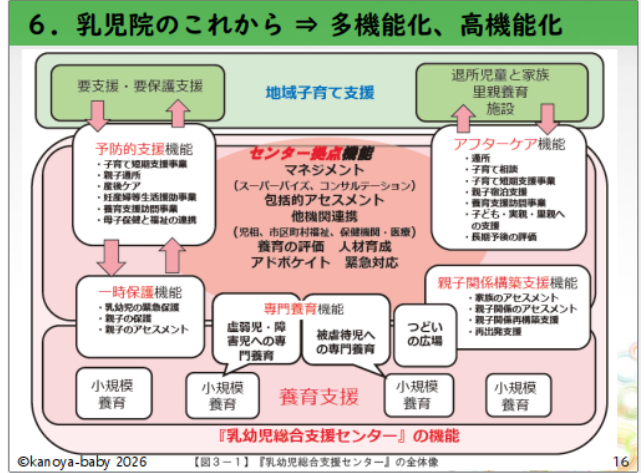
※ 児童相談所における児童虐待相談対応件数は、児童相談所が開設し、後方方針会議等の結果、児童虐待と判断して指導や保護等を行った件数。

【主な傾向】

- ・40歳未満児に係る相談件数が依然として最も多く、全体の半数近くを占めている。(令和5年度：134,948件(59.9%)、令和6年度：133,024件(59.5%)
- ・相談機関は児童福祉センターが最も多く、全体の半数以上を占めている。(令和5年度：116,649件(51.7%)、令和6年度：116,644件(51.7%)
- ・また、2歳・3歳未満児からの通告等による対応件数が増加(令和5年度：22,112件、令和6年度：19,841件(▲2,271件))として16歳未満児からの通告等による対応件数は増加(令和5年度：16,583件、令和6年度：17,924件(+1,341件))している。

毎年11月は児童虐待防止推進月間

年度	相談対応件数	増加率
平成20年度	73,802	+10.6%
平成21年度	80,821	+20.5%
平成22年度	103,286	+18.1%
平成23年度	122,575	+18.7%
平成24年度	133,778	+9.1%
平成25年度	159,338	+19.5%
平成26年度	193,780	+21.2%
令和1年度	205,044	+5.8%
令和2年度	207,560	+1.3%
令和3年度	214,843	+3.5%
令和4年度	225,501	+5.0%
令和5年度	223,691	-0.8%



5. 児童虐待問題

1 種別相談件数

年度	相談対応件数(通告件数)	虐待認定				計	非該当		特定不可	年度継続
		身体的虐待	性的虐待	ネグレクト	心理的虐待		(うち)	高橋有		
R2年度	2,787	349	11	249	1,408	2,017	390 (239)	41	339	
R3年度	2,971	364	18	241	1,491	2,114	434 (300)	51	372	
R4年度	3,257	421	15	197	1,790	2,423	404 (207)	65	365	
R5年度	3,626	468	30	266	1,891	2,655	425 (341)	84	827	
R6年度	3,624	480	7	219	1,700	2,496	497 (335)	114	1,344	
(うち障害児)	-	141	0	53	237	431	-	-	-	

2 本県における虐待認定件数の推移

児童相談所分(中央・北部・大隅・大島)	市町村分		県計		全国の児童相談所取扱件数分		
	通告・相談	認定	通告・相談	認定			
H25	336	231	353	221	689	452	73,802
H26	368	247	414	263	782	530	88,931
H27	498	308	503	282	1,001	588	103,286
H28	604	352	511	383	1,115	735	122,575
H29	1,150	781	501	387	1,651	1,148	133,778
H30	1,598	1,131	560	388	2,158	1,519	159,838
R元	2,468	1,698	716	498	3,184	2,194	193,780



◆スマイル報告

〈3件〉

○ 軀川さん、貴重な卓話有り難う御座居ました。西ノ原さん、国分RCの50周年、同乗させていただき有り難う御座居ました。……………風呂井

○ 軀川様、本日は卓話誠にありがとうございました。……………久木田

○ 軀川様、貴重なお話をありがとうございました。……………西ノ原

○ 本日のニコニコBOXスマイルは3,408円です。

累計(一般) 297,100円
(財団) 96,762円 (米山) 105,646円

***** ありがとうございます *****

5. 児童虐待問題

2 経路別件数

年度	家族内	近親者	児童本人	児童福祉センター	市町村	児童福祉センター	保健所	警察	福祉協議会	福祉センター	学校等	その他	計
R2年度	4	34	3	0	71	2	0	42	53	130	19	113	237
(認定件数)	(0)	(18)	(2)	(0)	(57)	(0)	(0)	(21)	(25)	(153)	(19)	(38)	(287)
R3年度	16	36	3	3	117	3	0	38	88	185	212	108	237
(認定件数)	(8)	(12)	(1)	(3)	(88)	(2)	(0)	(17)	(47)	(158)	(193)	(41)	(214)
R4年度	17	26	3	0	123	3	1	51	43	228	282	66	327
(認定件数)	(7)	(7)	(0)	(0)	(94)	(2)	(0)	(24)	(24)	(177)	(183)	(41)	(243)
R5年度	24	37	3	4	157	7	0	55	52	236	281	177	388
(認定件数)	(15)	(18)	(0)	(4)	(114)	(7)	(0)	(29)	(17)	(188)	(241)	(79)	(385)
R6年度	21	31	3	1	148	1	1	58	38	226	235	151	384
(認定件数)	(16)	(7)	(4)	(1)	(97)	(0)	(1)	(38)	(28)	(185)	(241)	(68)	(444)
(うち障害児)	(3)	(1)	(1)	(1)	(20)	(0)	(0)	(8)	(11)	(25)	(38)	(25)	(48)

3 主たる虐待者

年度	実父	実父以外の父	実母	実母以外の母	その他	計
R2年度	1,013	137	785	11	71	2,017
R3年度	948	183	891	10	82	2,114
R4年度	1,236	166	905	27	89	2,423
R5年度	1,248	216	1,020	17	154	2,655
R6年度	1,176	191	1,028	10	91	2,496
(うち障害児)	162	32	219	0	18	431

5. 児童虐待問題

4 被虐待児年齢別内訳

年度	0~3歳未満	3歳~学齢前	小学生	中学生	高校生・他	計
R2年度	383	441	684	320	189	2,017
R3年度	356	461	738	393	166	2,114
R4年度	433	474	911	413	192	2,423
R5年度	464	501	932	491	287	2,655
R6年度	443	408	897	435	313	2,496
(うち障害児)	18	68	212	82	51	431

5 処理状況

年度	施設入所・里親委託	児童福祉センター指導	継続指導	見守り・助言	他機関あわせ等	計
R2年度	83	24	147	1,629	134	2,017
R3年度	72	27	171	1,792	52	2,114
R4年度	49	20	198	2,173	23	2,423
R5年度	67	19	211	2,341	17	2,655
R6年度	57	22	160	2,229	28	2,496
(うち障害児)	19	11	55	341	5	431

○ 全国の子どものうち社会的養護下にいる子どもは全体のわずか0.25%
うち施設入所や里親委託となるのは虐待認定されたケースのわずか2%!

○ 虐待された子ども達はそれぞれの地域に、みなさんの周りにいる!

より確実な支援は地域の持つ力にこそ委ねられる!

ロータリーニュースより

史上最年少でノーベル平和賞を受賞し、女子教育を熱心に提唱するマララ・ユスフザイさんが、今年のロータリー国際大会で基調講演を行います。

マララ・ユスフザイさんは、パキスタンのスワート渓谷におけるタリバン支配下での生活していた11歳の時、とりわけ女子教育の禁止について匿名でブログを執筆し、活動を開始。その後数年間にわたり、講演やインタビューを通じて公に提言を行い、メディアの注目と数々の賞を受賞しました。

15歳のとき、これらの活動を理由にタリバンにより頭部に銃撃を受けるも、英国での数カ月間の手術とリハビリを経て回復。その後、すべての女兒が教育を受けられる社会の実現を目指し、マララ基金を設立しました。翌年には、教育と平等の推進に対する功績が認められ、ノーベル平和賞を受賞。オックスフォード大学で哲学・政治学・経済学を専攻し、2020年に卒業しました。

週報担当：前田(数)